

令和6年度（第3回）境港市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和7年2月20日（木）

場 所 境港市役所 第1会議室

出席者 （委員）市場 和志、大石 純子、柏木 香寿子、門脇 重仁、木村 清、佐々木 邦広、
高梨 眞美、畑野 成至、保坂 史子、増谷 美喜子、松本 憲昭、渡邊 はるみ

欠席者 （委員）服岡 泰司、森田 徹

事務局 市民生活部長 亀井 功、
市民課長 井上 千恵、
市民課保険年金係長 押本 崇幸、
福祉保健部長 黒崎 享、
健康づくり推進課長 足立 統、
健康づくり推進課主査兼健診推進室長 田中 美津枝、
健康づくり推進課主幹 村上 弘美

傍聴者 なし

1 開 会 午後1時30分

2 会長あいさつ

（会 長） 大変な雪の中、お集まりいただきありがとうございます。来週の火曜日から議会が始まりまして、来年度予算案が審議されます。そのため、どうしてもこの時期に開会ということになります。インフルエンザは収まってきましたが、コロナが相当流行っているようでして、医療機関によっては昼食を食べる間もなく診察しているようです。今日は、決算や来年度予算についてご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 市民生活部長あいさつ

（部 長） 本日は、令和6年度第3回国民健康保険運営協議会の開催にあたり、ご多忙の中、また、足元の悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日頃より、本市の国民健康保険の運営にご尽力いただき、心より感謝を申し上げます。本日の協議会では、「令和6年度の国民健康保険費特別会計の決算見込」、「令和7年度の当初予算案」と「保健事業案」についてご報告するほか、前回の運営協議会でもご審議いただきました「事業計画の改定」について、ご審議願いたいと思います。当初予算案につきましては、前回の運営協議会で諮問させていただいて、ご協議いただき、1月7日に答申いただきました「国民健康保険税の税率改定」も盛り込んだ予算となっていますので、そのあたりもご確認いただければと思います。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく申し上げます。

4 委員出席状況報告

(事務局) 本日の会議の定足数について

服岡泰司委員、森田徹委員が欠席で、12名の委員にご出席いただいている。

委員定数の2分の1以上の出席があるので、境港市国民健康保険運営協議会規程第5条第2項により、会議が成立していることを報告する。

5 議事録署名委員の選出

(会 長) 議事録署名委員は、柏木香寿子委員と佐々木邦広委員とする。

6 協議事項

(1) 令和6年度境港市国民健康保険費特別会計決算見込について

(会 長) 『令和6年度境港市国民健康保険費特別会計決算見込について』、事務局は説明を。

(事務局) 『令和6年度境港市国民健康保険費特別会計決算見込について』説明。

《要 旨》

令和6年度決算見込総額は、歳入が33億1,138万円余、歳出が32億9,039万円余で、今年度も黒字が見込まれている。なお、決算額が確定していない項目については、決算見込額や予算額を入れており、今後変動する可能性がある。

(歳 入)

- ・保険税は、被保険者数の減少などに伴い、昨年度より2,387万円余の減を見込んでいる。
- ・国庫支出金：社会保障税番号システム整備費補助金は、昨年12月の健康保険証廃止に伴うシステム改修などに係る経費等に係る補助金。
- ・保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の財源に相当するもので、医療費と審査支払手数料等に要した費用が全額県から交付される。
- ・一般会計繰入金は、一定のルールに基づいて一般会計から繰り入れを行うもの。

(歳 出)

- ・基金積立金は、令和5年度の決算余剰金などを、国民健康保険基金に積み立てるもので、8,604万円余の見込み。
- ・保険給付費は、被保険者数は減少しているものの、インフルエンザ等の感染症が流行した影響などにより、5年度と比べて増加している。不足が見込まれるので、補正予算をあげているところ。
- ・保険事業費納付金は、6億5,488万円余の見込み。今年度は県が立てた県全体の医療費総額が減少したことにより県全体の納付金が下がり、前年度より1億301万円余減少している。市は県から示された納付金額を納付し、県はこの納付金を財源として、市町村の保険給付費に必要な額を保険給付費等交付金として交付する。

- ・特定健康診査未受診者対策については、昨年度と同様に受診勧奨はがきを送付している。
- ・保健事業費は、人間ドック、糖尿病重症化予防にかかる費用。このうち人間ドックは、1月末現在で442人の方に申込みいただいている。

(会 長) 『令和6年度境港市国民健康保険費特別会計決算見込について』、質問や意見があれば発言を。

《質問・意見なし》

(会 長) 「ご意見がないようですので、以上とします。」

(2) 令和7年度境港市国民健康保険費特別会計予算(案)について

(会 長) 『令和7年度境港市国民健康保険費特別会計予算(案)について』、事務局は説明を。

(事務局) 『令和7年度境港市国民健康保険費特別会計予算(案)について』説明。

《要 旨》

はじめに、令和7年度の変更点について説明する。

- ・1点目は「保険料水準の統一」。前回の協議会で説明したとおり、市町村が県に納める事業費納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを反映しない「納付金ベースの統一」を進める案が県から示された。その後、1月9日に開催された県・市町村行政懇談会において合意し、令和11年度に向け、来年度から段階的に統一を進めていくこととなった。
- ・2点目は「国民健康保険税率の改定」。前回の協議会でのご審議の後、1月7日に市長に対し答申いただいた。答申いただいたとおり、医療分について所得割を0.50%、均等割・平等割を各2,000円引き下げる。これに伴う条例改正案を3月議会に提案する。
- ・3点目は「国民健康保険税の賦課限度額の見直し」。国民健康保険税の賦課限度額は、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、賦課限度額を超過する世帯の割合が1.5%に近づくように調整されている。このまま賦課限度額を据え置いた場合、基礎課税分(医療分)・後期高齢者支援金賦課分(支援分)の限度額超過世帯割合が本年度を上回るため、賦課限度額を引き上げる予定となっている。今後、基礎課税分(医療分)が1万円、後期高齢者支援金賦課分(支援分)が2万円上がり、合計109万円になる予定。併せて軽減判定所得の引き上げも行い、軽減対象範囲を拡大することになっている。
- ・4点目は「高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げ」。今年8月から所得区分に応じて引き上げられる。その後、来年8月からは所得区分の細分化が、再来年8月からは細分化された所得区分に応じた引き上げが行われる。なお、多数回該当の限度額を据え置く案が現在浮上している。

次に、令和7年度の予算(案)について説明する。

予算総額は、本年度より5,370万円余増の32億2,040万円余となっている。

(歳 入)

- ・保険税は、税率の改定等により、前年度比3,446万円余減の4億3,747万円余としている。

- ・保険給付費等交付金は、保険給付費として支出した分が県から交付されるもので、前年度比9,399万円余増の24億4,270万円余と保険給付費の増に伴い増加している。
- ・県支出金については、過去の交付実績等を勘案しながら計上。
- ・一般会計繰入金については、繰入基準等に基づき推計し計上。
- ・基金繰入金については、前回の協議会で「仮算定段階の事業費納付金の見込額から、令和7年度に剰余金が生じないよう国保税の改定率を算定しており、事業費納付金の本算定において、納付金額が減少した場合は剰余金が発生し、反対に増加した場合は基金繰入が発生することとなる。」と説明したが、本算定で納付金額が1,500万円余増加したことに伴い、1,011万円余を計上している。

(歳 出)

- ・総務管理費は、システム改修経費がなくなったことなどにより、574万円余の減。
- ・基金積立金は、保険税率の改定に伴う税込減や県へ納める事業費納付金の増などから、基金の利息収入にあたる178万円余の計上に留まり、前年度比5,977万円余の減。
- ・保険給付費は、24億5,514万円余を計上。ここ数年一人あたりの医療費が伸びていることなどから、9,394万円余の増となっている。保険給付費のうち、出産育児一時金と葬祭費以外については、保険給付費等交付金として県から同額が交付される。
- ・事業費納付金は、2,383万円余増の6億7,871万円余を計上。算定の基礎となる県全体の診療費見込総額が5億円増加したことなどによるもの。なお、先ほど説明した「段階的な保険料水準の統一」に伴う影響については、影響を反映させなかった場合と比較し、本市は約400万円の減となっている。

令和7年度予算(案)は、3月議会に提案し、審議していただくこととなっている。

被保険者数は年々減少しているが、保険給付費は増加しており、一人当たり医療費は令和3年度から毎年度伸び続けている状況。本市の医療費指数は、令和7年度納付金算定時において、県内で上から9番目であり、前年度と同じ順位。なお、来年度基金を1,000万円ほど取り崩すが、それでも5億8,000万円ほど残るため、短期的な財政運営は問題ないと考えている。

(会 長) 『令和7年度境港市国民健康保険費特別会計予算(案)について』、質問や意見があれば発言を。

《質問・意見なし》

(会 長) 「ご意見がないようですので、以上とします。」

(3) 令和7年度の保健事業(案)について

(会 長) 『令和7年度の保健事業(案)について』、事務局は説明を。

(事務局) 『令和7年度の保健事業(案)について』説明。

《要 旨》

◆特定健診・特定保健指導事業

- ・特定健診の実施期間、個人負担金等は、令和6年度と変更はない。

・特定保健指導については、全数把握を目標とし、あらゆる機会を通じて対象の方の希望に合わせ健康教室に参加していただいたり、家庭訪問などを実施している。また、令和6年度から、済生会境港総合病院に国保人間ドックを受診された方の特定保健指導を委託しており、健診当日に保健指導を実施している。7年度も委託を継続し、効率的・効果的な実施につなげていく。

◆特定健診未受診者対策事業

・特定健診を受診されていない方へ、受診勧奨のための通知（はがき）を年2回送付しており、7年度も継続して実施する。あわせて、新しく対象になる40歳・41歳の方へは、健診の必要性や受診の仕方など個別通知を実施しており、受診率向上につなげていく。

・みなし健診は、医療機関を受診されている特定健診未受診の方について、治療の検査データを提供していただくことにより特定健診を受診したとみなすもの。7年度も受診率向上の取り組みとして実施していく。

◆生活習慣病等重症化予防対策事業

<二次性骨折予防>

・骨折の既往歴がある二次性骨折のリスクのある方に対して、受診勧奨や保健指導を行い二次性の骨折を予防する事業で、7年度から新たに取り組む。

<糖尿病性腎症重症化予防>

・糖尿病の治療中の方および特定健診で糖尿病による腎機能低下が危惧される方に対して、受診勧奨や保健指導を行い、重症化を予防する事業。

<重複・頻回受診者訪問指導事業>

・重複・頻回受診をしている方に対し、通知や訪問等で状況を把握して適正な医療につなげる事業。

(会 長) 『令和7年度の保健事業（案）について』、質問や意見があれば発言を。

《質問・意見なし》

(会 長) 「ご意見がないようですので、以上とします。」

(4) 国民健康保険事業計画の改定について

(会 長) 『国民健康保険事業計画の改定について』、事務局は説明を。

(事務局) 『国民健康保険事業計画の改定について』説明。

《要 旨》

事業計画案の直接的な変更につながるような意見はなかったが、2名の委員から、特定健診に関することやマイナ保険証の紐づけに関することについての意見を頂戴した。ご意見は、今後の事業運営の参考等にさせていただきたい。

なお、生活習慣病関連の対策として、従来から実施している糖尿病重症化予防等に加え、令和7年度は新たに二次性骨折予防の対策を実施することから、「3 保健事業の推進」の「(4) 生活習慣病の重症化予防」の部分について、二次性骨折予防に関する記述を追記する。

- (会 長) ただ今説明のあったことについて、ご質問、ご意見があれば発言を。
- (会 長) マイナ保険証のことがあったが、薬局での利用率はどのくらいか。
- (委 員) 薬局は5割程度。お薬手帳だと記載していないところと記載しているところがあり、本人も分からない部分があるが、マイナ保険証を利用すると、今使っている薬が明確に分かる。処方されている薬の相互作用や重複がないかが一目瞭然に分かるので、医療の安全にはいいと思う。
- (会 長) 歯科の場合はどのくらいか。
- (委 員) 2割程度。お年寄りほとんど出されないし、懸念を持っている方もおられる。
- (委 員) マイナ保険証で受診したときに、高額療養費に該当した場合は何も手続きしなくても、自動的に病院の方で適用されるのか。
- (事務局) 以前はマイナ保険証を利用する際、高額療養費制度を利用するかしないかを画面で聞かれていたが、今はその確認がないので、自動的に病院で確認して限度額が適用される。
- (委 員) 薬局で、お薬手帳・マイナ保険証の両方を出す、今後もそうなのか。
- (委 員) 東日本大震災といった災害時など、マイナ保険証が使えない状態が発生することがある。お薬手帳を持っているとどんな時でもサッと見れるが、マイナ保険証は機械がないと見ることができないので、お薬手帳をなしにするのは危険だと思う。安全に自分の身を守って医療の供給を受けるためには、マイナ保険証も必要だし、お薬手帳も必要。
- (事務局) オンライン資格確認で連携するが、タイムラグの解消はできないので、そういった意味でも持っておいてもらいたい。
- (委 員) 電子処方箋ならタイムラグなしに見れるが、電子処方箋はまだ普及していない。レセプトを通過しないとデータが入ってこない、タイムラグがある。今だったら12月分までしか分からない。
- (委 員) 今まではお薬手帳だけだったのが、手帳のほかにマイナ保険証もとなって、面倒でお薬手帳にしかされない方もけっこういるようだが。
- (委 員) まだ始まったばかり。お薬手帳もそうだったように、習慣になれば問題ないので、医療機関がフォローしていかないといけないと思う。
- (委 員) マイナ保険証だけで、現時点でのすべての処方箋が分からないのか。
- (委 員) 電子処方箋に変わらないと無理。
- (委 員) マイナ保険証利用時に、薬剤情報の提供に同意してもらわないといけないが、同意されない方もいる。
- (会 長) それでは『国民健康保険事業計画の改定について』、ご承認いただけますか。承認される方は、拍手をお願いします。

《拍 手》

- (会 長) 拍手全員と認めます。よって、『国民健康保険事業計画の改定について』は承認されました。

7 その他

(会 長) 『その他』について、ほかに事務局から説明がありますか。

(事務局) マイナ保険証の話が出たので、補足させてもらいたい。国保でのマイナ保険証の登録率は7割弱で、外来でのマイナ保険証の利用率は5割程度。なお、今年7月の一斉更新の際、マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を郵送することになっている。よって、同じ世帯内でも、資格情報のお知らせが届く人と資格確認書が届く人が混在する場合があります、そうした点で混乱が生じないか危惧している。委員の皆様には、こうしたことが予定されているのを承知しておいてもらいたい。

(会 長) 議題以外のことでも発言があれば。

(委 員) マイナ保険証の利用者で国保に入っていた人が就職して協会けんぽに入る場合、事業所の手続きが遅くなると国保が残ったままの情報になっている。マイナ保険証の場合、事業所がきちんと説明しないと、本人が社保に切り替わったと思い込んで受診する場合がある。これまでも制度間の調整があったのか。

(事務局) 保険証のときから、病院の返戻で対応いただいたり、保険者間で調整したり、返還金で対応したりといったことがある。

(委 員) 社保から「資格情報のお知らせ」が届かないと、国保の喪失手続きができない。その場合、後から取得した制度が生きるようになっているのか。

(委 員) 保険の情報は、適用開始日で上書きされていくような仕組みになっているので、社保が新しくできたという情報が見れば、社保だということになる。なお、返還などが生じないよう、国保の喪失手続きの際には、社保の加入日以降に国保の資格で受診していないか聞くようにしている。

(会 長) 本日は大変お忙しい中ありがとうございました。これをもって、令和6年度第3回境港市国民健康保険運営協議会を閉会する。

8 閉 会 午後2時40分

議長（会長）

議事録署名委員
